

平成20年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

茨 城 県

目 次

平成 2 0 年度公共用水域の水質測定計画	1
別表 1 測定地点総括表	3
別表 2 測定地点一覧表	5
別 図 測定地点図	1 4
別表 3 測定方法	1 9
平成 2 0 年度地下水の水質測定計画	2 0
別表 1 平成 2 0 年度測定地点	2 2
別 図 概況調査測定地点図	2 3
別表 2 概況調査地点一覧表	2 4
別表 3 平成 2 0 年度概況調査測定項目	2 8
別表 4 測定方法	2 9

平成20年度公共用水域の水質測定計画

1 目 的

この計画は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第16条の規定に基づき、茨城県の区域に属する公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定地点及び方法、その他必要な事項を定める。

2 測定期間

平成20年4月から平成21年3月までとする。

3 測定機関

国土交通省、茨城県、水戸市、つくば市、ひたちなか市、筑西市とする。

4 測定地点

測定地点は、別表1、別表2及び別図のとおりとする。

5 測定回数

別表2のとおりとする。

6 測定項目

測定項目は、原則として次のとおりとし、測定水域の利水状況や汚濁源の立地状況等に応じて必要な項目を選択する。

(1) 一般項目(13項目)

満潮時刻, 天候, 前日天気, 採取位置, 外観, 色相, 臭気, 気温, 水温, 流量, 透視度, 全水深, 透明度

(2) 生活環境項目(10項目)

水素イオン濃度(pH), 溶存酸素量(DO), 生物化学的酸素要求量(BOD), 化学的酸素要求量(COD), 浮遊物質質量(SS), 大腸菌群数, ノーヘキサソ抽出物質(油分等), 全窒素, 全りん, 全亜鉛

(3) 健康項目 (26項目)

カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シラジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素

(4) 特殊項目 (5項目)

フェノール類, 銅, 溶解性鉄, 溶解性マンガン, クロム

(5) その他の項目 (8項目)

アンモニア性窒素, 有機性窒素, オルトりん酸性りん, 塩化物イオン, 陰イオン界面活性剤, クロロフェルールa, トリハロメタン生成能, EPN

7 測定方法

- (1) 採水は, 採水日前において比較的晴天が続き, 水質が安定している日を選んで実施する。
- (2) 河川については, 原則として流心において, 水面からの水深の2割程度の深さにおいて採水する。
- (3) 湖沼及び海域については, 原則として上層(水面下 0.5m)の水を採水する。
- (4) 測定方法は, 別表3のとおりとする。

8 測定結果の報告

測定機関は, 毎月の測定結果を翌月の末日までに茨城県に報告する。

ただし, 健康項目について環境基準値を超過したときは, 直ちに連絡し茨城県知事と協議のうえ, 当該水域に関し追跡調査を行い, その結果を報告する。

9 公表

測定結果は, 水質汚濁防止法第17条の規定に基づき, 茨城県が, 環境白書, 報道機関, 県ホームページなどの各種広報媒体により, 速やかに公表する。

10 その他

この計画に定めのない事項については, 各測定機関が協議して定める。

別表1 測定地点総括表

(水域別)

水域区分	測定 水域数	測定 地点数	生活環境項目				健康項目				特殊項目				その他の項目				
			環境 基準点	補助 地点	その他 の地点	計	環境 基準点	補助 地点	その他 の地点	計	環境 基準点	補助 地点	その他 の地点	計	環境 基準点	補助 地点	その他 の地点	計	
河川	97	138 (89)	93 (64)	36 (17)	9 (8)	138 (89)	79 (52)	14 (2)	2 (1)	95 (55)	57 (33)	13 (2)	—	70 (35)	28 (3)	11 (0)	1 (0)	40 (3)	
湖沼	瀬沼	1	3 (3)	—	—	3 (3)	3 (3)	—	—	3 (3)	1 (1)	—	—	1 (1)	1 (1)	—	—	1 (1)	
	牛久沼	1	1 (1)	—	—	1 (1)	1 (1)	—	—	1 (1)	1 (1)	—	—	1 (1)	1 (1)	—	—	1 (1)	
	霞ヶ浦	1	12 (4)	4 (0)	8 (4)	—	12 (4)	4 (0)	4 (0)	—	8 (0)	2 (0)	1 (0)	—	3 (0)	4 (0)	4 (0)	—	8 (0)
	北浦	1	5 (0)	2 (0)	3 (2)	—	5 (0)	2 (0)	1 (0)	—	3 (0)	1 (0)	—	—	1 (0)	2 (0)	1 (0)	—	3 (0)
	常陸利根川	1	4 (0)	2 (0)	2 (0)	—	4 (0)	2 (0)	2 (0)	—	4 (0)	—	—	—	—	2 (0)	2 (0)	—	4 (0)
	小計	5	25 (8)	12 (4)	13 (6)	—	25 (10)	12 (4)	7 (0)	—	19 (4)	5 (2)	1 (0)	—	6 (2)	10 (2)	7 (0)	—	17 (2)
海域	常磐地先	11	11 (11)	11 (11)	—	—	11 (11)	2 (2)	—	—	2 (2)	—	—	—	—	—	—	—	—
	県央地先	6	12 (12)	6 (6)	6 (6)	—	12 (12)	2 (2)	—	—	2 (2)	—	—	—	—	—	—	—	—
	鹿島灘	5	7 (7)	5 (5)	2 (2)	—	7 (7)	3 (3)	—	—	3 (3)	3 (3)	—	—	3 (3)	—	—	—	—
	小計	22	30 (30)	22 (22)	8 (8)	—	30 (30)	7 (7)	—	—	7 (7)	3 (3)	—	—	3 (3)	—	—	—	—
合計	124	193 (127)	127 (90)	57 (31)	9 (8)	193 (129)	98 (63)	21 (2)	2 (1)	121 (66)	65 (38)	14 (2)	—	79 (40)	38 (5)	18 (0)	1 (0)	57 (5)	

() は茨城県が実施する測定地点数

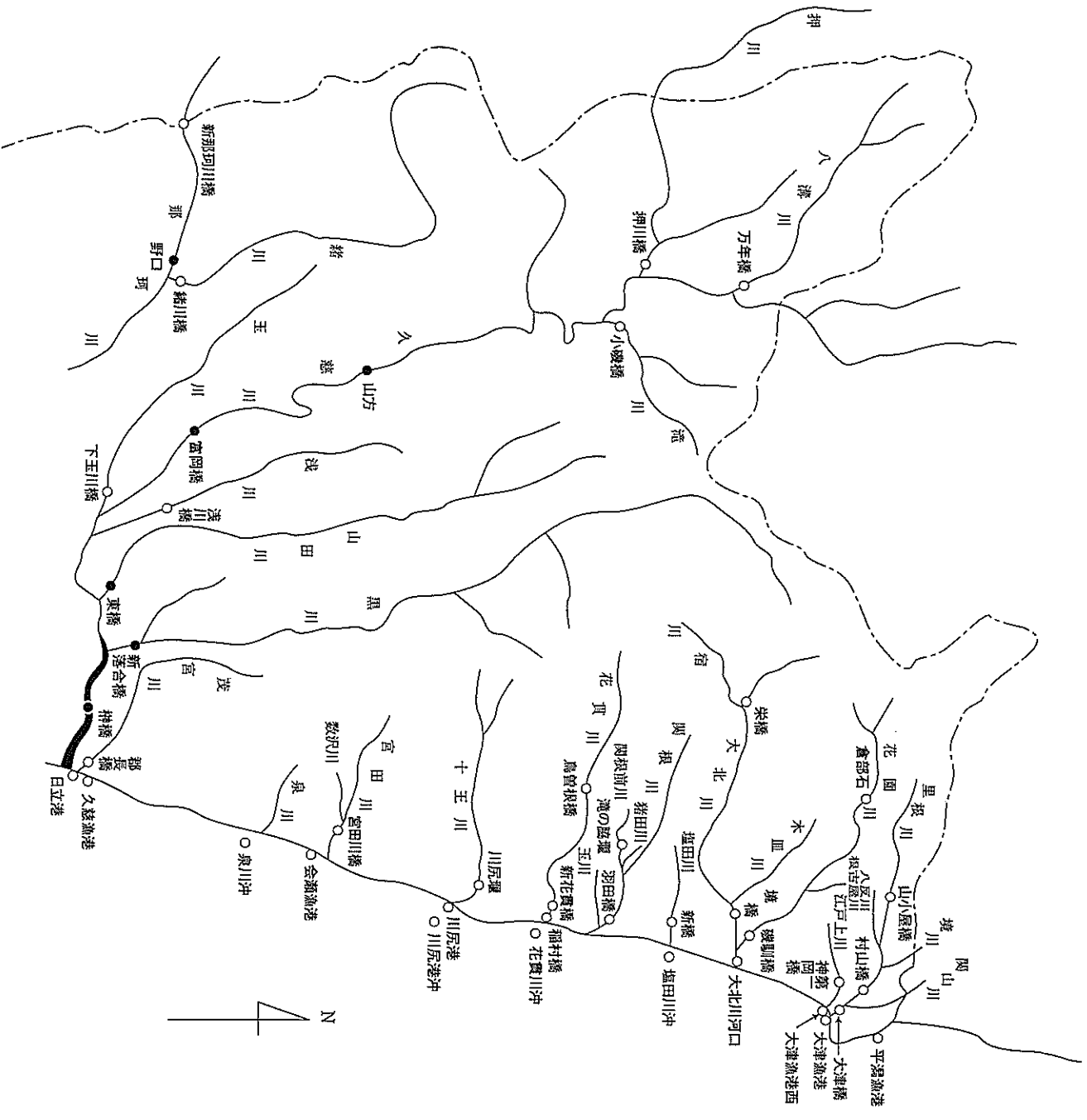
(平成20年度 測定機関別)

測定機関	測定水域数	測定地点数	総測定回数	延測定項目数					
				生活環境項目 (10項目)	健康項目 (26項目)	特殊項目 (5項目)	その他の項目 (8項目)	計	
茨城県	100	129	1,350	8,344	1,806	120	36	10,306	
水戸市	2	3	24	154	76	3	0	233	
つくば市	4	4	48	376	82	3	0	461	
ひたちなか市	4	6	60	328	86	6	0	420	
筑西市	2	2	24	152	74	6	0	232	
国土交通省関東地方整備局	常陸河川国道事務所	8	13	216	1,500	566	100	68	2,234
	霞ヶ浦河川事務所	4	16	192	1,664	576	96	1,072	3,408
	下館河川事務所	3	9	104	792	170	50	122	1,134
	利根川上流河川事務所	3	3	36	316	302	30	144	792
	利根川下流河川事務所	2	8	188	1,372	574	70	492	2,508
	小計	20	49	736	5,644	2,188	346	1,898	10,076
合計	132	193	2,242	14,998	4,312	484	1,934	21,728	

別表 2 測定地点一覧表

水系別 (1)

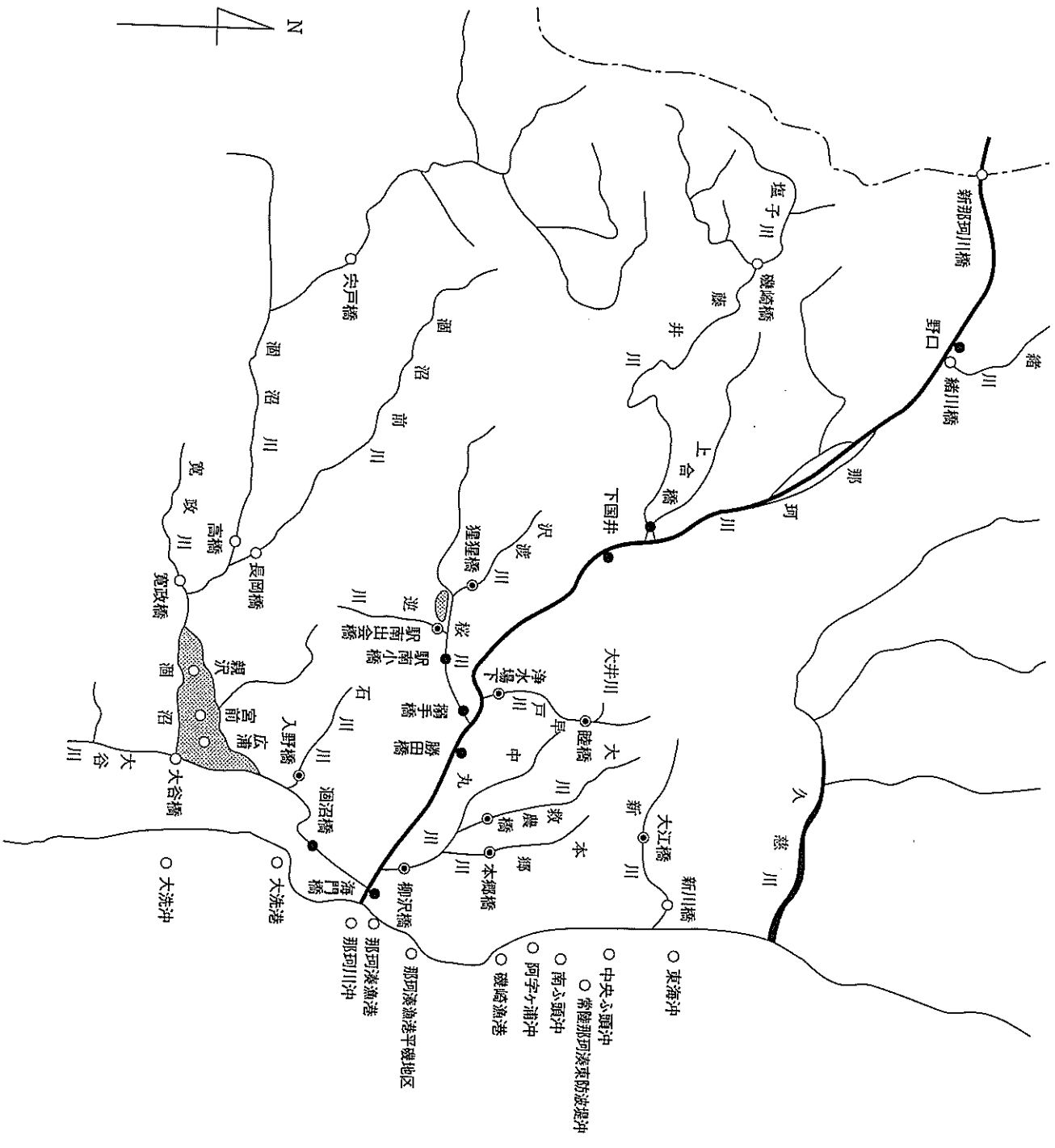
多賀水系
久慈川水系
常盤地先水域



測定点	●: 国	○: 県	●: 市
-----	------	------	------

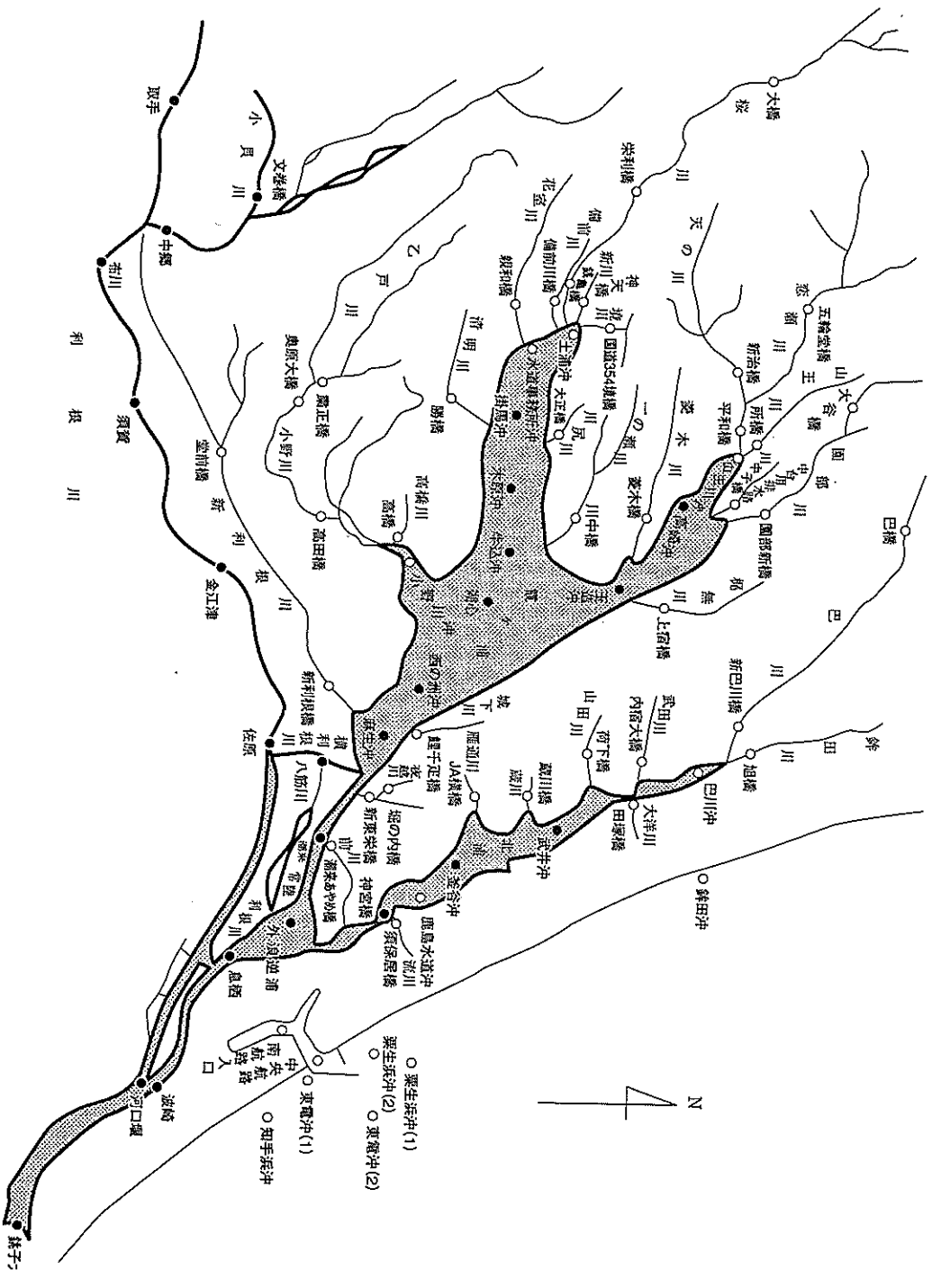
水系別 (2)

那珂川水系
県央地先水域



水系別 (4)

利根川水系
鹿島灘水域



別表3 測定方法及び報告下限値一覧表

測定項目	報告下限値 (mg/l)	測定方法	備考
生活環境項目	pH	—	
	DO	日本工業規格(以下「規格」という) K0102 12.11に定める方法	昭和46年環境庁告示第59号
	BOD	規格K0102 21に定める方法	〃
	COD	規格K0102 17に定める方法	〃
	SS	付表8に掲げる方法	〃
	大腸菌群数	最確数による定量法	〃
	ノーマキサン抽出物質	付表10に掲げる方法	〃
	全窒素	規格K0102 45.2, 45.3, 又は45.4に定める方法	〃
	全リン	規格K0102 46.31に定める方法	〃
	全亜鉛	規格K0102 53に定める方法	〃
環境項目	カドミウム	規格K0102 55に定める方法	昭和46年環境庁告示第59号
	金シアン	規格K0102 38.1, 2及び38.2又は38.1, 2及び38.3に定める方法	〃
	鉛	規格K0102 54に定める方法	〃
	六価クロム	規格K0102 65.2に定める方法	〃
	砒	規格K0102 61.2又は61.3に定める方法	〃
	総水銀	付表1に掲げる方法	〃
	アルキル水銀	付表2に掲げる方法	〃
	PCB	付表3に掲げる方法	〃
	ジクロロメタン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3, 2に定める方法	〃
	四塩化炭素	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3, 1, 5.4, 1又は5.5に定める方法	〃
健康項目	1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3, 1又は5.3, 2に定める方法	〃
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3, 2に定める方法	〃
	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3, 1, 5.4, 1又は5.5に定める方法	〃
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3, 1, 5.4, 1又は5.5に定める方法	〃
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3, 1, 5.4, 1又は5.5に定める方法	〃
	トリクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3, 1, 5.4, 1又は5.5に定める方法	〃
	テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3, 1, 5.4, 1又は5.5に定める方法	〃
	1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3, 1に定める方法	〃
	チオラム	付表4に掲げる方法	〃
	シラジン	付表5の第1又は第2に掲げる方法	〃
特殊項目	チオベンカルブ	付表5の第1又は第2に掲げる方法	〃
	ベンゼン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3, 2に定める方法	〃
	セレン	規格K0102 67.2又は67.3に定める方法	〃
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法, 亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法	〃
	おっ素	規格K0102の34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法	〃
	ほう素	規格K0102 47.1, 47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法	〃
	フェニール類	規格K0102 28.1に定める方法	昭和49年環境庁告示第64号
	銅	規格K0102 52.2, 52.3, 52.4又は52.5に定める方法	〃
	溶解性鉄	規格K0102 57.2, 57.3又は57.4に定める方法	〃
	溶解性マンガン	規格K0102 56.2, 56.3, 56.4又は56.5に定める方法	〃
その他の測定項目	クロム	規格K0102 65.1に定める方法	〃
	アモニウム性窒素	規格K0102 42.1及び42.2に定める方法又は上水試験方法に掲げる方法	
	オルトリン酸性リン	規格K0102 46.1に定める方法	
	塩化物イオン	規格K0102 35に定める方法	
	陰イオン界面活性剤	規格K0102 30.1に定める方法	
	クロロフェノール-a	上水試験法VI-4, 27.2又は海洋観測指針9.6に掲げる方法	
	トリハロメタン生成性能	別表に掲げる方法に準ずる方法	平成7年環境庁告示第30号
	EPN	付表1の第1又は第2に掲げる方法	平成5年環境庁通知第121号

(参考)

- 昭和46年環境庁告示第59号とは、「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日)」をいう。(最終改正H11.2.22)
- 昭和49年環境庁告示第64号とは、「排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月30日)」をいう。(最終改正H12.12.14)
- 平成7年環境庁告示第30号とは、「特定水道水利用障害の防止のための水道水源地の水質の保全に関する特別措置法施行規則第5条第2項の環境大臣が定める検定方法(平成7年6月16日)」をいう。(平成12年12月14日改正)
- 平成5年環境庁通知第121号とは、「水質汚濁に係る健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月28日)」をいう。(平成11年3月12日改正)
- 上水試験方法: 日本水道協会、海洋観測指針: 気象庁

平成20年度地下水の水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定に基づき、茨城県の区域に属する地下水質の状況を常時監視するために行う水質測定について、測定すべき事項、測定の地点及びその方法、その他必要な事項を定める。

2 調査期間

原則として、平成20年10月から平成21年3月までの間に実施する。

3 概況調査

県内全域の地下水質の概況を把握するため、地下水の水質測定を実施する。

(1) 測定機関

国土交通省、茨城県、水戸市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市とする。

(2) 測定地点

別表1、別表2、別図の92地点（37市町村）とする。

(3) 測定回数

年1回とする。

(4) 測定項目

別表3のとおりとする。

(5) 測定方法

別表4のとおりとする。

(6) 測定結果の報告

国土交通省、水戸市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市は、測定結果を測定月の翌月の末日までに茨城県に報告する。

ただし、測定結果が別表4に示す報告下限値以上のときは、直ちに報告する。

4 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において測定項目が検出された場合は、「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」に従い汚染井戸周辺地区調査を実施する。

(1) 測定機関

茨城県、水戸市、つくば市、ひたちなか市及び筑西市とする。

(2) 測定地点

概況調査において測定項目が検出された地点の周辺地区とする。ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・ふっ素・ほう素については、環境基準を超過した場合にのみ実施する。

(3) 測定項目

概況調査において検出された測定項目とする。

- (4) 測定方法
別表 4 のとおりとする。

5 定期モニタリング調査
過去に確認された汚染を継続的に監視するため、定期的に実施する。

- (1) 測定機関
茨城県，水戸市，つくば市，ひたちなか市及び筑西市とする。

- (2) 測定地点
平成元年度から平成 19 年度までの地下水質測定において，環境基準を超過した地区の地下水質の経年的変化を把握するための代表的な地点とする。

- (3) 測定回数
年 1 回とする。

- (4) 測定項目
平成元年度から平成 19 年度までの概況調査又は汚染井戸周辺地区調査において環境基準を超過した項目及びその関連項目とする。

- (5) 測定方法
別表 4 のとおりとする。

6 その他

- (1) 測定結果は，水質汚濁防止法第 17 条の規定に基づき，茨城県が環境白書，報道機関，県ホームページなどの各種広報媒体により速やかに公表する。
- (2) この測定計画に定めのない事項については，各測定機関が協議して定める。

別表1 平成20年度測定地点

市町村名	地点数	市町村名	地点数
水戸市	6	常陸大宮市	3
日立市	6	那珂市	1
土浦市	4(1)	筑西市	5(1)
古河市	4	板東市	1
石岡市	2	稲敷市	3
結城市	2	かすみがうら市	2
龍ヶ崎市	3(1)	桜川市	3
常総市	4(1)	神栖市	2
常陸太田市	3	行方市	3
高萩市	3	鉾田市	2
北茨城市	2	つくばみらい市	1
笠間市	2	小美玉市	1
取手市	1	茨城市	1
牛久市	1	城里町	3
つくば市	4	大子町	3
ひたちなか市	4	阿見町	1
鹿嶋市	2	八千代町	1
潮来市	1	境町	1(1)
守谷市	1	合計	92(5)

※()は、国土交通省測定分(内数)



別表2 概況調査測定地点一覧表

番号	所在地	測定項目																	測定機関							
		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	総水銀	砒素	ジクロロメタン	四塩化炭素	ジクロロエタン 一・二	ジクロロエチレン 一・一	ジクロロエチレン 一・二	トリクロロエタン 一・一・一	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロプロペン 一・三	チウラム	シマジン		チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素 硝酸性窒素及び	ふっ素	ほう素	
1	水戸市谷津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	水戸市
2	水戸市大串町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	水戸市
3	水戸市堀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	水戸市
4	水戸市東赤塚	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	水戸市
5	水戸市千波町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	水戸市
6	水戸市酒門町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	水戸市
7	日立市十王町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
8	日立市大久保町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
9	日立市高鈴町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
10	日立市田所町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
11	日立市河原子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
12	日立市久慈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
13	土浦市大畑	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
14	土浦市永国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
15	土浦市乙戸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
16	古河市宮前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
17	古河市前林	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
18	古河市山田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
19	古河市茶屋新田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
20	石岡市柿岡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
21	石岡市三村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
22	結城市七五三場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
23	結城市小田林	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
24	龍ヶ崎市北方町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
25	龍ヶ崎市若柴町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
26	常総市羽生町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
27	常総市大生郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
28	常総市内守谷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
29	常陸太田市小中町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
30	常陸太田市天下野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
31	常陸太田市下利員町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
32	高萩市横川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
33	高萩市大能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
34	高萩市秋山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
35	北茨城市大能関本町小川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
36	北茨城市関本町富士ヶ丘	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
37	笠間市片庭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
38	笠間市下郷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
39	取手市米ノ井	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
40	牛久田市田宮町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
41	つくば市西高野	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	つくば市
42	つくば市山中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	つくば市
43	つくば市中内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	つくば市
44	つくば市高崎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	つくば市
45	ひたちなか市東大島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ひたちなか市
46	ひたちなか市中根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ひたちなか市

※

※トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタンが検出された場合、同一サンプルで測定を行う。

番号	所在地	測定項目											測定機関														
		カドミウム	シアン	鉛	六価クロム	総水銀	砒素	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二クロロエタン	一・一クロロエチレン	ジクロロエチレン		一・二・一クロロエタン	トクロロエチレン	テトラクロロエチレン	一・三クロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素及び	ふっ素	ほう素	
47	ひたちなか市勝倉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ひたちなか市
48	ひたちなか市栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ひたちなか市
49	鹿嶋市荒井	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
50	鹿嶋市平井	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
51	潮来市釜谷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
52	守谷市本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
53	常陸大宮市久隆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
54	常陸大宮市下松沢	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
55	常陸大宮市野口平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
56	那珂市額田東郷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
57	筑西市折本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
58	筑西市清水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
59	筑西市甲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
60	筑西市辻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
61	坂東市三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
62	稲敷市佐倉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
63	稲敷市柴崎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
64	稲敷市下太田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
65	かすみがうら市有河	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
66	かすみがうら市稲吉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
67	桜川市大泉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
68	桜川市猿田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
69	桜川市真壁町椎尾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
70	神栖市木崎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
71	神栖市谷田部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
72	行方市沖須	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
73	行方市五町田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
74	行方市麻生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
75	鉾田市菅野谷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
76	鉾田市畑田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
77	つくばみらい市南太田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
78	小美玉市三箇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
79	茨城町常井	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
80	城里町赤沢	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
81	城里町塩子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
82	城里町上泉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
83	大子町佐真	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
84	大子町大生瀬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
85	大子町大沢	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
86	阿見町小池	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
87	八千代町新地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
88	龍ヶ崎市員原塚町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
89	常総市沖新田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
90	筑西市上平塚	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
91	土浦市沖	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨城県
92	境町蛇池	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	国土交通省

※トリクロロリン、テトラクロロリン又は1,1,1-トリクロロエタンが検出された場合、同一サンプルで測定を行う。

別表 3 平成20年度概況調査測定項目

測定機関	区分	測定項目(24項目)	測定地点数	測定回数
県市 筑西 市 筑西 市 国士交通省	重金属	カドミウム	92 (5)	1
		鉛	92 (5)	1
		六価クロム	92 (5)	1
	金	総銀	92 (5)	1
		砒	92 (5)	1
		セレン	6 (5)	1
	揮発性有機化合物	ジクロロメタン	92 (5)	1
		四塩化炭素	92 (5)	1
		1,2-ジクロロエタン	92 (5)	1
		1,1-ジクロロエタン	※ (5)	1
		シス-1,2-ジクロロエタン	※ (5)	1
		1,1,1-トリクロロエタン	92 (5)	1
		1,1,2-トリクロロエタン	※ (5)	1
		トリクロロエチレン	92 (5)	1
		テトラクロロエチレン	92 (5)	1
		ベンゼン	92 (5)	1
	農薬類	1,3-ジクロロプロペン	23 (5)	1
		チンクワラム	23 (5)	1
		シマジン	23 (5)	1
	その他	チオベンゾカルbaz	23 (5)	1
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	92 (5)	1
		ふっ素	92 (5)	1
		ほう素	92 (5)	1

() は国士交通省測定分(内数)

茨城県、つくば市、ひたちなか市及び筑西市においては、測定地点数のうち、※印の項目については、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタンのいずれかが検出された場合に同一サンプルで測定する。

別表 4 測定方法及び報告下限値一覧表

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/l)
カドミウム	日本工業規格 (以下「規格」という。) K0102の55に定める方法	0.001
全シアン	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は38.1.2及び38.3に定める方法	0.1
鉛	規格K0102の54に定める方法	0.005
六価クロム	規格K0102の65.2に定める方法	0.005
総水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号 (以下「公共用水域告示」という。) 付表1に掲げる方法	0.0005
砒素	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法	0.005
ジクロロメタン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.002
四塩化炭素	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.0006
トリクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.002
テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005
1, 3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002
チウラ	公共用水域告示付表4に掲げる方法	0.0006
シアン	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003
チオベンカルブ	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.002
ベンゼン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	0.001
セレン	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素 : 規格K0102の43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法 亜硝酸性窒素 : 規格K0102の43.1.1又は43.1.2に定める方法	0.02
ふっ素	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法	0.08
ほう素	規格K0102の41.7若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.1

※ 報告下限値以上の値を得た場合を検出とする。